

鏡石町障害者活躍推進計画

機関名	鏡石町（町長部局）
任命権者	鏡石町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
鏡石町における障害者雇用に関する課題	鏡石町においては、令和元年度において、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。このため、令和2年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、令和6年5月1日時点では法定雇用率を達成するに至った。 採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であるため、職員の研修や環境整備に取り組んでいく。
目標	
1. 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.73% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）人事記録等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
3. キャリア形成に関する目標	【障害者が担当する職務の拡大】 本人の希望を踏まえ、新たな職域を開拓する （評価方法）毎年度、人事記録を元に把握
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、年に1回実施している人事評価面談の際等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的な措置を講じる。 ○なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○募集・採用の際は、以下の取扱を行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること ・特定就労支援施設からの受入に限定すること。
4. その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるように、適切な支援・配慮に努める。